



チケットの購入トラブルにご注意を!

【相談事例】

好きなアーティストのライブが開催されることを知り「アーティスト名 ライブチケット」と検索した。一番上に表示されたサイトで値段が少し高いなと思ったが、友人のチケットも併せて2枚合計38,000円で両親に承諾を得て申込み、母のクレジットカードで決済した。後刻、私の申込んだサイトは公式チケット販売サイトではなく海外の転売仲介サイトだとわかった。ライブ会場に問題なく入場できるのか心配。(16歳 女性)

●転売チケットでは入場できないかも知れません。

- ・検索結果の上部に表示された転売仲介サイトの広告を、公式チケット販売サイトと誤認して申込みしてしまうトラブル事例が増えています。
- ・転売が禁止されているチケットの場合、入場時に本人確認等があり転売されたチケットでは入場が断られることがあります。



●消費者へのアドバイス。

- ・チケットは販売サイトが公式チケット販売サイトであるかどうか、転売や解約の条件がどうなっているかなどよく確認して購入しましょう。
- ・ライブ等へ行けなくなった場合に、興行主等が運営する公式リセールサイトがあれば公式リセールサイトを利用しましょう。
- ・規約で解約を認めず、チケットが届かなかつた場合や入場できなかった場合の一定条件のみ、返金対応をとる転売仲介サイトもあるので申込み前によく確認しましょう。

●一般的に18歳未満の未成年者が行った契約は未成年者取消の対象ですが未成年者が親権者の同意を得て契約した場合は未成年者取消できません。

●困ったときや不安なときは消費生活センターにご相談ください。

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、
戸畑相談窓口☎861-0999へご相談ください。
消費者ホットライン☎188い や や (あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



まもりん



みもりん